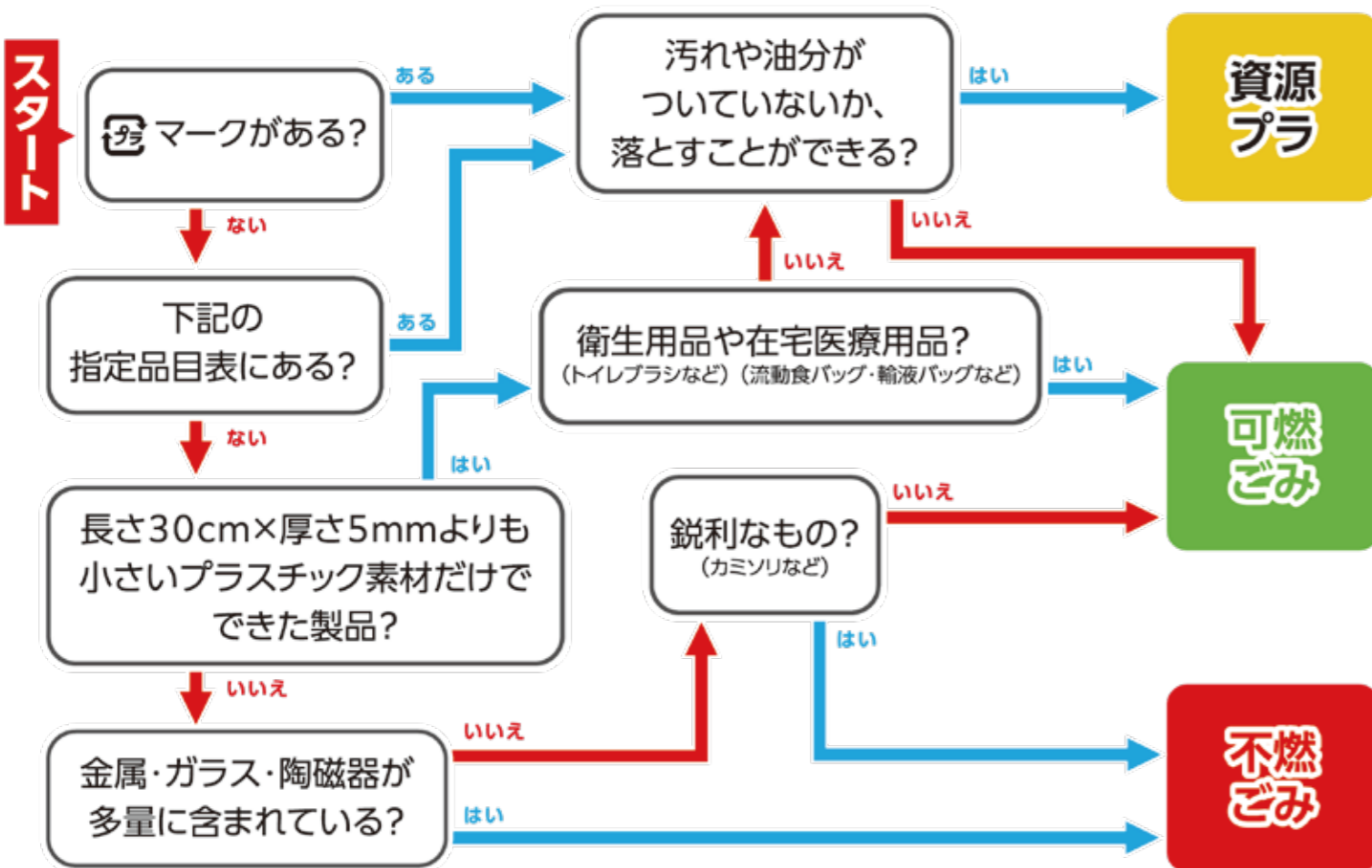


プラスチックの分け方フローチャート



※ごみ処理施設へ直接持ち込む場合は、このフローチャートによらず「不燃ごみ」に分別してください(令和8年3月まで)

資源プラスチック指定品目表

品目名	品目名
カ カセットテープのケース ※カセットテープそのものは可燃	チ チャック付保存袋 茶碗(プラ製)
ク 箱(プラ製) クリアファイル	テ DVD
ケ 計量カップ(プラ製)	ハ 歯ブラシ ハンガー(プラ製)
コ コップ(プラ製)	ヒ ビデオテープのケース ※ビデオテープそのものは可燃
サ 皿(プラ製)	フ フォーク(プラ製) Blu-rayディスク
シ CD しゃもじ(プラ製)	へ 弁当箱(プラ製) ※ゴムパッキンは外して可燃
ス ストロー(プラ製) スプーン(プラ製)	ホ ポウル(プラ製 台所用) ボタン(プラ製) 哺乳瓶(プラ製) ※吸い口は外して可燃
タ タッパー型保存容器	

お問い合わせの際は
はじめに「豊野地区」に
住んでいることを
お伝えください。



豊野地区のみなさんへ

令和7(2025)年4月1日から

プラスチック製品の 分別方法が変わります

プラスチック製
容器包装

家庭用
プラスチック製
容器包装指定袋

分別方法が変更になる
プラスチック製品

POINT!

資源プラスチックの対象とならない
プラスチック100%の製品は
可燃ごみになります

「硬いプラスチック製品」は
不燃ごみではなく、可燃ごみへ



充電式電池等の収集を始めます

誤って不燃ごみに出された充電式電池は
収集車の火災の原因になります。
火災の発生を防ぐため、
新たな分別にご協力ください。



豊野地区をモデル地区としたプラスチック製品等の分別収集を開始します

令和4年4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されました。
長野市では、この法律の趣旨に沿う形でプラスチック製品をリサイクルすることで、より一層のごみの減量、資源循環型社会の形成につなげるため、プラスチック製容器包装とプラスチック製品を合わせ、「資源プラスチック」として収集を開始します。